

函館市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者。以下同じ。）の候補者の選定について、公平かつ適正に実施するため、函館市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）からの申出により、事業計画書その他の書類を審査し、その公の施設の条例の目的を達成するために最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者として選定する。

(組織)

第3条 選定委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は外部の識見を有する者（以下「外部委員」という。）のうち委員の互選により1人を定め、副委員長は総務部長をもって充て、委員は財務部長および外部委員（委員長に定められた者を除く。）をもって充てる。

3 外部委員は5人以内とし、その任期は、2年以内とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 外部委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、選定委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。